

小樽市告示第419号
平成27年12月10日

公募型プロポーザル方式の公告について

「小樽市民会館食堂運営事業者選定」に係る公募型プロポーザル方式を、下記のとおり実施します。

小樽市長 森井 秀明

記

- 1 募集の内容 小樽市民会館食堂運営事業者選定
- 2 募集内容 別紙「小樽市民会館食堂運営事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要領」のとおり
- 3 履行期間 施設使用許可日から平成28年3月31日(木)まで
※期間満了時に改めて1年毎に使用許可を更新し、最長で平成31年3月31日まで延長可能。
- 4 応募条件 公募型プロポーザルに応募するものは、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中または更生手続中でないこと。
 - (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。
 - (3) 小樽市の指名停止を受けていないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しないこと。
 - (5) 申請時に飲食店を経営しており、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており、かつ市民会館において必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
 - (6) 過去3年間に食品衛生法等関係法令による行政処分を受けたことがないこと。また、これら法令を遵守する管理体制を敷くことができること。
 - (7) 国税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- 5 参加申込書提出期限 平成27年12月28日(月)17時20分まで(必着)
- 6 提案書提出期限 平成28年1月12日(火)17時20分まで(必着)
- 7 その他 参加を希望する事業者は、小樽市ホームページにある「小樽市民会館食堂運営事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要領」に従ってください。
※小樽市ホームページ <http://www.city.otaru.lg.jp/>

以上